

香取市公告第60号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

本業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年8月24日

香取市長 伊藤友則

1 業務の概要

(1) 業務の名称

香取市学校給食センター調理等業務委託

(2) 業務内容

具体的な内容は、「香取市学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- ①調理業務
- ②検収業務
- ③配缶業務
- ④配送及び回収業務
- ⑤配膳業務（第1調理場・第2調理場の一部の学校）
- ⑥洗浄消毒業務
- ⑦残菜等廃棄物の処理
- ⑧施設及び設備、機器の清掃及び日常点検
- ⑨上記に付帯するその他必要な業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・廃棄物回収業務
- ・施設設備等保守点検維持管理業務

(3) 対象の施設

①第1調理場

施設名	香取市学校給食センター第1調理場
所在地	香取市小見川5215番地
建築年月	平成25年1月（供用開始同年4月）

建物構造	鉄骨2階建て
システム	ドライシステム
調理品目	2献立制（概ね4品／日調理）、炊飯
配食校数	小学校11校／中学校6校
調理食数	約3,300食／日
センター調理稼働日数	約195日／年

令和7年9月より第1調理場と第2調理場の統合を予定しています。
（変更契約となります。）

②第2調理場

施設名	香取市学校給食センター第2調理場
所在地	香取市小見川5211番地
建築年月	平成10年2月（供用開始4月）
建物構造	鉄骨2階建て
システム	ドライシステム
調理品目	1献立制（概ね3品／日調理）
配食校数	小学校4校／中学校1校
調理食数	約1,500食／日
センター調理稼働日数	約195日／年

2 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※ただし契約締結日から業務委託開始までの期間は準備期間とし、当該期間に要する経費は受注者の負担とする。

3 資格

(1) 資格要件

企画事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ①令和4・5年度香取市入札参加資格者名簿の委託（医療・医事・給食）に登録されていること。
- ②法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ③1日5,000食以上の学校給食センター調理施設での実績を有していること。
- ④現地見学会に出席した者であること。

(2) 企画事業者の制限

次に該当する者は、企画事業者となることはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②香取市の指名停止措置を受けている者。

③破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。

④最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。

⑤過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(3) 資格の確認

企画事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、企画資格確認後から審査結果の決定日までに企画事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(4) 企画に関する留意事項

①企画事業者は、提案書類の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

②企画に関して必要な費用は、企画事業者の負担とします。

③企画に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

④企画事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。

⑤提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。

⑥市が提示する資料は、企画に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。

⑦参加表明書提出日から受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の企画は、無効とします。

- a) 企画事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- b) 一の企画事業者が複数の提案を行った場合
- c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- e) 虚偽の内容が記載されている場合
- f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- g) 著しく信義に反する行為があった場合

4 実施要領等の交付・公表

香取市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) に掲載しているので、実施要領等についてはダウンロードすることにより交付に代える。